

電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新	
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⽤します。		(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⽤します。	
用 語	用 語 の 意 味	用 語	用 語 の 意 味
1 ～ (略) 16	(略)	1 ～ (略) 16	(略)
17 取扱所交換設備	(略)	17 取扱所交換設備	(略)
17の2 避難所等	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により指定された指定避難所その他の同項に規定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設（徒歩帰宅を支援するための施設を含みます。）	17の2 避難所等	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により指定された指定避難所その他の同法第33条の2第1項第1号に規定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設（徒歩帰宅を支援するための施設を含みます。）
18 ～ (略) 31	(略)	18 ～ (略) 31	(略)
		附 則（令和7年7月25日企管第15550000715号） この改正規定は、令和7年8月1日から実施します。	

特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新																																			
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。 <table><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr><tr><td>1 ～ (略) 11の2</td><td>(略)</td></tr><tr><td>11の3 無線通信 の特性に起因す る事象</td><td>(略)</td></tr><tr><td>11の4 光回線電 話契約</td><td>(略)</td></tr><tr><td>11の5 光回線電 話契約者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>11の6 ワイヤレ ス固定電話契約</td><td>(略)</td></tr><tr><td>11の7 ワイヤレ ス固定電話契約 者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>12 ～ (略) 26</td><td>(略)</td></tr></table>		用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 11の2	(略)	11の3 無線通信 の特性に起因す る事象	(略)	11の4 光回線電 話契約	(略)	11の5 光回線電 話契約者	(略)	11の6 ワイヤレ ス固定電話契約	(略)	11の7 ワイヤレ ス固定電話契約 者	(略)	12 ～ (略) 26	(略)	(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。 <table><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr><tr><td>1 ～ (略) 11の2</td><td>(略)</td></tr><tr><td>11の3 無線通信 の特性に起因す る事象</td><td>(略)</td></tr><tr><td>11の4 避難所等</td><td>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項に 規定する指定避難所その他の同法第33条の2第1項第1号に規 定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に 滞在するための施設（徒歩帰宅を支援するための施設を含みま す。）</td></tr><tr><td>11の5 光回線電 話契約</td><td>(略)</td></tr><tr><td>11の6 光回線電 話契約者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>11の7 ワイヤレ ス固定電話契約</td><td>(略)</td></tr><tr><td>11の8 ワイヤレ ス固定電話契約 者</td><td>(略)</td></tr><tr><td>12 ～ (略) 26</td><td>(略)</td></tr></table>		用 語	用 語 の 意 味	1 ～ (略) 11の2	(略)	11の3 無線通信 の特性に起因す る事象	(略)	11の4 避難所等	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項に 規定する指定避難所その他の同法第33条の2第1項第1号に規 定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に 滞在するための施設（徒歩帰宅を支援するための施設を含みま す。）	11の5 光回線電 話契約	(略)	11の6 光回線電 話契約者	(略)	11の7 ワイヤレ ス固定電話契約	(略)	11の8 ワイヤレ ス固定電話契約 者	(略)	12 ～ (略) 26	(略)
用 語	用 語 の 意 味																																				
1 ～ (略) 11の2	(略)																																				
11の3 無線通信 の特性に起因す る事象	(略)																																				
11の4 光回線電 話契約	(略)																																				
11の5 光回線電 話契約者	(略)																																				
11の6 ワイヤレ ス固定電話契約	(略)																																				
11の7 ワイヤレ ス固定電話契約 者	(略)																																				
12 ～ (略) 26	(略)																																				
用 語	用 語 の 意 味																																				
1 ～ (略) 11の2	(略)																																				
11の3 無線通信 の特性に起因す る事象	(略)																																				
11の4 避難所等	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項に 規定する指定避難所その他の同法第33条の2第1項第1号に規 定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に 滞在するための施設（徒歩帰宅を支援するための施設を含みま す。）																																				
11の5 光回線電 話契約	(略)																																				
11の6 光回線電 話契約者	(略)																																				
11の7 ワイヤレ ス固定電話契約	(略)																																				
11の8 ワイヤレ ス固定電話契約 者	(略)																																				
12 ～ (略) 26	(略)																																				
第1章の2 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの種類 (特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの種類) 第4条の2 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスには、次の種類があります。 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>光回線電話</td><td>(略)</td></tr><tr><td>ワイヤレス固定電 話</td><td>(略)</td></tr></table>		種 類	内 容	光回線電話	(略)	ワイヤレス固定電 話	(略)	第1章の2 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの種類 (特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの種類) 第4条の2 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスには、次の種類があります。 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>光回線電話</td><td>(略)</td></tr><tr><td>ワイヤレス固定電 話</td><td>(略)</td></tr></table>		種 類	内 容	光回線電話	(略)	ワイヤレス固定電 話	(略)																						
種 類	内 容																																				
光回線電話	(略)																																				
ワイヤレス固定電 話	(略)																																				
種 類	内 容																																				
光回線電話	(略)																																				
ワイヤレス固定電 話	(略)																																				

新旧対照

旧	新
	<u>災害時用公衆電話</u> 災害時に避難所等におけるり災者及び帰宅することが困難な者による電話の利用を確保するために、地方公共団体の要請に基づき当社が取扱所交換設備と避難所等との間に電気通信回線を設置等して公衆の利用に供する特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス <u>備考</u> 1 災害時用公衆電話は、地方公共団体その他避難所等が設置される施設の管理者等(以下「施設管理者」といいます。)がその利用に必要な電話機等(電話機及びそれに付随する設備をいいます。以下同じとします。)を設置及び管理している場合は、施設管理者が電話機等を災害時用公衆電話に係る電気通信回線に接続したときに限り利用することができます。 2 災害時用公衆電話の電話機等から、り災者が行う通話については、その通話料金の支払いを要しません。 3 災害時用公衆電話の利用者は、その利用に当たっては、<u>第51条（利用に係る契約者の義務）及び第54条（利用上の制限）の規定に準じて適正に利用していただきます。</u> 4 災害時用公衆電話における承諾の限界については、<u>光回線電話の規定に準じます。</u>
(利用停止) 第26条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用を停止することがあります。 (1) ～ (略) (4) 2 ～ (略) 4	(利用停止) 第26条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス <u>(災害時用公衆電話を除きます。以下同じとします。)</u>に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用を停止することがあります。 (1) ～ (略) (4) 2 ～ (略) 4

新旧対照

旧	新
別記 1 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの提供区域等 (1) 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域とします。 (略) (2) (略) (3) ワイヤレス固定電話の提供区域は、(1)に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。 ただし、その提供区域内であっても、電波が伝わりにくいところでは、ワイヤレス固定電話を提供できない場合があります。 (4) 当社の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの提供区間は、契約者回線と契約者回線等又はサービス接続点との間とします。	別記 1 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの提供区域等 (1) 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス <u>(災害時用公衆電話を含みます。)</u> の提供区域は、次に掲げる都道府県の区域とします。 (略) (2) (略) (3) ワイヤレス固定電話の提供区域は、(1)に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。 ただし、その提供区域内であっても、電波が伝わりにくいところでは、ワイヤレス固定電話を提供できない場合があります。 <u>(4) 災害時用公衆電話の提供区域は、(1)に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。</u> <u>(5) 当社の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの提供区間は、契約者回線と契約者回線等又はサービス接続点との間とします。</u>
	附 則 (令和 7 年 7 月 25 日企第 155500000715 号) この改正規定は、令和 7 年 8 月 1 日から実施します。